

問1 日本国憲法第28条で保障されている、団結権・団体交渉権・団体行動権をまとめて何という？

1. 法の下での平等      2. 労働三権      3. 社会権      4. 基本的人権

問2 現代の企業が利益を追求するだけでなく、環境保護や社会貢献活動を行うことを何という？

1. COO      2. CSR      3. CFO      4. CEO

問3 「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」など、人間らしく生きる権利を何という？

1. 生存権      2. 参政権      3. 教育を受ける権利      4. 勤労の権利

問4 団結権に基づき、労働者が自らの権利を守るために組織する団体を何という？

1. 労働組合      2. 労働委員会      3. 労働基準監督署      4. 使用者

問5 株主総会によって選任され、株式会社で実際の経営業務を行う責任者を何という？

1. 取締役      2. 監査役      3. 会計参与      4. 執行役

問6 企業の所有者である株主と、実際に会社を運営する経営者が異なる仕組みを何という？

1. 企業の合併      2. 資本の集中      3. 所有と経営の分離      4. 多角化経営

問7 一人の経営者がすべての責任を負う形態の会社を、株式会社と対比させて何という？

1. 合同会社      2. 個人企業      3. 合資会社      4. 株式会社

問8 組合員が団結して業務を拒否するなどの実力行使を行う権利を何という？

1. 団結権      2. 争議権      3. 団体交渉権      4. 労働基本権

問9 株式会社の所有者であり、出資することで会社の運営に関与する人を何という？

1. 経営者      2. 従業員      3. 株主      4. 債権者

問10 労働組合が使用者と賃金や労働条件について話し合う権利を何という？

1. 労働基本権      2. 団体行動権      3. 団体交渉権      4. 団結権

問11 団体行動権の行使として、労働者が仕事をすることをやめて要求を通そうとする行為を何という？

1. 怠業      2. ロックアウト      3. ストライキ      4. サボタージュ

問12 株式会社が事業で得た利益を、株主に金銭として分配するものを何という？

1. 利子      2. 賃金      3. 配当金      4. 手数料

問13 労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の3つをあわせて総称して何という？

1. 公務員の労働権      2. 労働三法      3. 労働基本権      4. 労働三権

問14 株式会社において、株主総会で選ばれ、実際の会社運営を任される経営の専門家を何という？

1. 会計参与      2. 執行役      3. 取締役      4. 監査役

問15 労働条件の最低基準を定め、労働者を保護するための基本的な法律を何という？

1. 労働組合法      2. 労働基準法      3. 労働関係調整法      4. 職業安定法

問16 株式会社に対して事業資金を出資し、その代わりとして株式を保有する人のことを何という？

1. 債権者      2. 従業員      3. 株主      4. 経営者

## 答え合わせ・解説

問1	答え 2 労働三権	労働三権は、労働組合を作る「団結権」、組合が使用者と交渉する「団体交渉権」、ストライキなどを行う「団体行動権」の3つです。これにより労働者は組織として使用者と対等に交渉できる立場を確保しました。
問2	答え 2 CSR	CSR (Corporate Social Responsibility) とは「企業の社会的責任」のことです。企業は株主に対して利益を還元するだけでなく、環境保全、消費者への配慮、地域貢献、法令遵守といった活動を通じて、持続可能な社会作り貢献する義務があると考えられています。
問3	答え 1 生存権	生存権は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という権利です。これは社会権の代表的な権利であり、労働基準法もこの理念に基づいて、労働者が最低限の生活を確保できるように作られています。具体的な制度としては、生活保護法などがこの生存権を支えるための仕組みとして整備されています。
問4	答え 1 労働組合	労働者が主体となって、労働条件の維持や改善を目的として組織する団体です。憲法で認められた団結権に基づき、賃金交渉や福利厚生などの改善を求めたり、労働者の権利を守るために活動したりします。
問5	答え 1 取締役	取締役は株主総会で選ばれ、会社を代表して日々の経営判断や業務執行を行います。取締役が複数いる場合は「取締役会」を構成し、より重要な決定を話し合います。株主はこれら取締役を監督し、経営がうまくいっていない場合は交代させる権利も持っています。
問6	答え 3 所有と経営の分離	そこで、出資者である株主は経営の意思決定のみを行い、実際の日常的な業務や運営は、選ばれたプロである取締役に任せるようになりました。これが「所有と経営の分離」です。株主は配当や株価の上昇を期待し、経営者は企業価値の向上に努めるという役割分担が成立します。
問7	答え 2 個人企業	個人企業は、設立の手続きが比較的簡単で、利益も全額自分のものになります。しかし、その反面、経営判断から日々の業務まですべて自分で行う必要があり、負債などの責任も無制限に負うことになります。これに対して株式会社は、複数の人から資金を集め、経営と所有を分けることができる点で異なります。
問8	答え 2 争議権	争議権は団体行動権の一部です。代表的な行為として、仕事を行うことを拒否する「ストライキ（同盟罷業）」や、作業をわざと遅らせる「サボタージュ」などがあります。
問9	答え 3 株主	株主は、自分の出したお金（出資額）を限度として責任を負う有限責任を負います。万が一会社が倒産しても、自分の出した分を失うだけで、それ以上の個人的な負債を抱えることはありません。その代わりに、株主総会での議決権を通じて会社の運営に関与する権利を持ちます。
問10	答え 3 団体交渉権	労働組合が労働者の代表として、経営者側と賃金や労働時間などの労働条件について交渉する権利を指します。これにより、労働者の生活を守るための具体的な条件を話し合うことができます。
問11	答え 3 ストライキ	ストライキは「同盟罷業」とも呼ばれ、職場を放棄することで会社に経営上の圧力をかけ、交渉を有利に進めることが目的です。法律を守って行われる正当なストライキであれば、参加者は民事・刑事上の免責を受けます。
問12	答え 3 配当金	配当金は、会社が稼ぎ出した利益から支払われます。会社が儲ければ株主が受け取る額は増えますが、赤字や業績悪化時には減額されたり、支払いがなかったりすることもあります。株主にとっては投資先を選ぶ際の重要な指標の一つとなります。
問13	答え 2 労働三法	労働条件の最低基準を定めた「労働基準法」、労働組合を保護する「労働組合法」、争議の調整を行う「労働関係調整法」をあわせて「労働三法」と呼びます。これらは労働者が使用者と対等な立場で働けるようにするために不可欠な法律群です。
問14	答え 3 取締役	取締役は、株主総会で選任され、会社の業務執行に関する決定や監督を行います。複数の取締役が集まる「取締役会」で重要な経営方針が話し合われます。株主はあくまで出資者として利益を享受する立場であり、日々のビジネスの判断は取締役に託されています。
問15	答え 2 労働基準法	労働者が人間らしく働くために必要な、賃金・労働時間・休憩などの最低基準を定めた法律です。これを下回る労働条件は無効とされ、使用者には罰則が科せられます。
問16	答え 3 株主	この出資に応じる人を株主といいます。株主は株式を保有することで、会社を所有する権利を持ちます。その権利には、株主総会で会社の経営方針に投票する議決権や、会社の利益から配当金を受け取る権利が含まれます。